

# 【令和5年度の変更点・注意点について】

令和5年4月1日から多気地域(旧多気町)の資源物の収集を**香肌奥伊勢資源化プラザ**が行います。このため分別方法が変わりますので、ごみ収集カレンダーの分別方法を参考に分別してください。誤った分別で出されると回収されない場合がありますので、ご注意ください。

## 資源ごみについての変更点

- 缶類・ビン類の収集を【月2回】から、【 缶類 → ビン類 → 缶類 → 有害 】の週替わりに変更します。カレンダーで確認してください。
- これまでの多気地域の「燃えないごみ」の指定ごみ袋ではなく**香肌奥伊勢資源化プラザ**の「**資源ごみ**」の**指定袋**に入れてください。**資源ごみの指定ごみ袋**には『小型家電、金属類、ガラス、陶器類』等の不燃類だけを入れてください。
- 必ず**資源ごみの指定ごみ袋**に入れて、袋の口はしっかり結んでください。入りきらない、結べないものは**粗大ごみ**となりますので、収集できません。**香肌奥伊勢資源化プラザ**へ直接搬入してください。

## 資源ごみの出し方

品目等	指定ごみ袋	ごみステーション・資源物ステーション	備考
缶類	指定袋は使いません	<b>資源物ステーション</b> の指定のカゴに入れてください。	一斗缶より小さい缶 アルミ缶、スチール缶に分けてください。
ビン類	指定袋は使いません	<b>資源物ステーション</b> の指定のカゴに入れてください。	リターナブル瓶の分別は不要です。 ビンの色で分けてください。
ペットボトル・プラ類	指定袋は使いません	<b>資源物ステーション</b> の指定のカゴに入れてください。	
不燃類	<b>資源ごみの指定ごみ袋</b>	ごみステーションへ出してください。	小型家電、金属類、ガラス、陶器類等
有害ごみ	指定袋は使いません	ごみステーションへ出してください。	スプレー缶、ライターなど 袋の指定はありませんが、ごみの種類ごとに袋を分けて入れてください。

※詳しい分別方法については、【資源ごみの「分け方」と「出し方」】のページをご覧ください。

## 指定ごみ袋について

- 可燃ごみの指定ごみ袋** 赤インクの指定ごみ袋も引き続きお使いいただけます。
- 燃えないごみ指定袋** いままでの緑インクで多気町と印刷されている指定ごみ袋は**不燃類**の指定ごみ袋として**使えません**。「燃えない」をマジックペン等で棒線を書いて**可燃ごみの指定袋**としてお使いください。(R5.4.1~)

## 家電リサイクル製品について

- 令和5年度から多気町美化センターでの引き取りはできません。処理方法は【処理できないごみ】のページでご確認ください。

## 令和5年度以降の直接持ち込み先と手数料

ごみの種類	直接持ち込み先	手数料 (家庭から出るごみ)
指定ごみ袋に入った可燃ごみ	<b>香肌奥伊勢資源化プラザ</b>	無料
指定ごみ袋に入った不燃類	<b>香肌奥伊勢資源化プラザ</b>	無料
粗大ごみ	<b>香肌奥伊勢資源化プラザ</b>	100円/10kg
指定ごみ袋に入らない大量の刈草や剪定枝*1 (建築廃材*2は産業廃棄物ですので受入できません。)	多気町美化センター	50円/10kg
残土類(石・土砂など) (建築廃材*2は産業廃棄物ですので受入できません。)	多気町美化センター	50円/10kg
資源ごみ(缶類、ビン類、紙・布類、容器包装プラスチック類、ペットボトル) ※ <b>香肌奥伊勢資源化プラザ</b> では紙・布類は <b>可燃ごみ</b> 扱いになります。	多気町美化センター <b>香肌奥伊勢資源化プラザ</b> (※指定袋が必要です)	無料
家電リサイクル対象製品【リサイクル券が必要です】 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)	指定の引取事業所	※3

※1 木・竹・剪定枝は処分するのではなく、有効活用をお願いします。

※2 建築廃材とは、新築、リフォーム、修繕、解体工事などをしてもらったときに出る廃棄物のことです。これら事業活動で発生する廃材、瓦、金属くず、ガラスくず、コンクリートがら等は、その事業者が産業廃棄物として処分するよう定められています。

※3 購入した販売店がわかるものは、販売店に依頼してください(引取義務があります)。詳しくは【処理できないごみ】のページをご覧ください。

### 《多気町木質バイオマス地域集材制度》

多気町では、町内の山林や竹林を地域の皆さんに間伐等していただくことによって、森林を再生するとともに、間伐された材をバイオマス発電の燃料として有効に活用し、地域経済を活性化していきたいと考えています。この制度では登録者が搬入された木や竹に対し、バイオマス発電事業者からの買い取り額の支払いのほか、町からも補助金を交付し事業を推進しています。

この制度を利用するには、事前登録が必要です。詳しくは多気町役場町民環境課(0598-38-1113)までお問い合わせください。